

平成 28 年 6 月 24 日

小林 光

第 5 回本庁舎整備等基本構想検討委員会のための意見

先々週、網膜剥離を発症し、先週末手術を受けました。今週退院をいたしました。なお自宅安静中で委員会に出席が叶いません。不測の事ではあります。深くお詫び申し上げます。代わりに、以下の通り、発言すべき点を書面にて提出させていただきますので、御審議の一材料に供していただければ幸甚に存じます。

1. 資料 4 に関連して

区原案が、設計者の選択をプロポーザル方式で行うこととしたい、とする点については、下記の条件を付して、賛成である。すなわち、設計業務のような高度に総合的創造的な業務に関し価格競争入札によってその請負先を決定するのは（姉葉建築士の「経済設計」事件と同様、あるいは治療を委ねる医者を提示治療費の安い者から選ぶのが「安物買いの銭失い」になるのと同様、）不合理であり、他方で、設計者の発想に総てを委ねるコンペ方式も、これまでの本検討会などでの議論の積み重ねを反映し得ないので、共に賛成しがたい。しかしながら、プロポーザル方式で設計者を選ぶ場合でも、これまでの議論をしっかりと反映した、将来建築物の仕様、性能、意匠デザインなどについて、発注者側の区が要件を予めはっきりと提示し、その要件を遵守したプロポ競争となるように運ばれることが必須と考える。プロポに際して、建物の諸要件を明確に示して提案を競わせることの実現を条件として、原案を支持する。なお、「環境配慮契約法」に基づき、国の建築物は、プロポ方式で設計者を選択することになっていること、同様の取り組みが同法に基づき地方自治体にも推奨されていることを申し添えます。

2. 資料 3 - 1 について

C 建物配置等の条件のうち、建物計画について、原案では、「各機能」の中に、環境保全機能が書かれていないことは遺憾である。そもそも、CO₂のゼロエミッション化などの環境保全の必要がなければ、わざわざ建て替える意義は（ないとは言わないまでも大いに）減じられるのであって、環境性能の向上は、お添え物や配慮事項ではなく、目的そのものである。1 行目の、庁舎が満たすべき各機能の中身に、環境保全機能を明示的に書き加えられたい。

広場について、に関し、ヒートアイランド化を抑止する構造、仕様になることを書き加えられたい。広場の面積が大きいためである。

D現庁舎等の特徴について、の文案で、「特徴」を、単に、区民に親しまれてきたものとしてのみ位置づけているのは残念である。「特徴」には、「住民の自治の促進を建築的に担保すべく提案されたもの(であって、50年以上...)」と言う文化的・社会史的な点も加えて評価すべきものとする。また、原案は、「特徴を考慮した計画」とすべき、と曖昧に作文しているが、せめて、「特徴を継承することはもちろん、でき得れば、その特徴を体現する現建築の部分の可能な限りでの保存活用を考慮した計画」と言う程度には具体的な記述をして欲しい。

3. 資料6 - 2について

1 頁目右側の第3章(基本的方針)に言及した箇所に関し、前述の2のとおり、高い環境保全性能の実現を、庁舎建て替えの目的として位置付けていただきたい。環境保全をお添え物視し、初期投資を惜しむ言い訳とするなら、長い目で見た区民の利得を大いに損なうので、環境性能の確保は建替えの目的の一つとして明確に位置付けて置かれたい。付言すれば、プロポザルに当たっても、CASBEEのS評価を獲得することなどを満たすべき要件として明示されたい。

以上